(カ)　北緯三三度三四分二九秒
　　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒
　　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒
　　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦
自衛艦十隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十六日及び同月二十四日（予備、同月十七日、同月十八日及び同月二十五日から同月二十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
　　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
　　北緯三二度〇九分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
　　北緯三二度二〇分一二秒
実施艦
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日から同月二十日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒
　　東経一三五度四〇分一一秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十五日及び同月二十四日（予備、同月十六日から同月二十三日及び同月二十五日から同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒
　　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
　　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月二十四日（予備、同月二十五日から同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒
　　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒
　　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒
　　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒
　　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒
　　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十七日（予備、同月十六日及び同月十八日から同月二十日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十七日（予備、同月十六日及び同月十八日から同月二十日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。